令和７年３月10日

各地域包括支援センター　管理者　様

各居宅介護支援事業所　管理者　様

各特定福祉用具販売事業所　代表者　様

可児市介護保険課長

福祉用具同一品目の複数貸与・購入に係る取扱いの変更について（通知）

平素より本市介護保険行政の推進にあたり、ご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　介護給付適正化の観点から福祉用具の同一品目を複数貸与・購入することは、原則認めておりませんが、利用者の状況等に応じて例外として複数貸与・購入を認めております。

つきましては、令和５年４月から福祉用具の同一品目を複数貸与・購入する全ての場合に届出書の提出を求めていた取扱いを下記のとおり変更しますので、通知します。

なお、福祉用具における同一品目の複数貸与・購入については、利用者の自立支援を阻害するおそれがないか、住宅改修での対応の可否等、総合的な角度からアセスメントを行い、サービス担当者会議で真に必要と判断された場合に限り、ケアプランに明確に位置付けてください。

また、判断に迷われる場合は、必ず事前に市介護保険課へご相談ください。

記

１　適用日　令和７年４月１日

２　届出書の提出が不要な場合（例外的に複数貸与・購入を認める場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象品目 | 説　明 |
| (1)利用者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合 | 全品目 | ・利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で著しく支障が出る場合は、複数購入・貸与を認めます。 |
| (2)複数の利用が通常であると想定される場合 | 歩行器車いす | ・利用者の身体状況や歩行器等の機能・特性を踏まえ、室内外等で使い分ける利用が明確である場合には、複数購入・貸与を認めます。ただし、車輪等を拭くことが手間や介護者の負担となる等の理由では認められません。例①：独居又は介護者も介護認定を受けている等で本人又は介護者では持ち運びが困難なため、屋内外で併用できない場合例②：屋内は移動しやすいコンパクトなもの、屋外は安定性のある車輪の大きなもの等、屋内外でサイズの変更等が必要な場合 |
| 車いす付属品 | ・車いすを複数貸与する場合で付属品についても複数貸与が必要である場合 |

**【裏面あり】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象品目 | 説　明 |
| 前頁の続き(2)複数の利用が通常であると想定される場合 | 歩行補助つえ | ・利用者の身体状況により両手で同時に利用することが必要である場合は、複数貸与・購入を認めます。・利用者の身体状況やつえの機能・特性を踏まえ、室内外等で使い分ける理由が明確である場合には、複数購入・貸与を認めます（例①②参照）。ただし、つえの裏を拭くことが手間や介護者の負担となる等の理由では認められません。 |
| スロープ手すり | ・利用者の身体状況や日常生活範囲において複数箇所に利用することが通常であると想定される場合は、複数貸与・購入を認めます。 |
| (3)既に購入した福祉用具が破損し使用継続が困難な場合 | 購入の全品目 | ・既に購入した福祉用具が破損し、使用継続が困難な場合は、複数購入を認めます。ただし、通常使用により破損した場合に限ります。・部品交換により使用継続が可能な場合は、部品交換を優先してください。通常使用により消耗した場合は、部品代金も保険給付対象です。 |

３　届出書の提出が必要な場合

1. ２以外の場合
2. 歩行器・車いす・歩行補助つえについて３点以上の貸与または購入を希望する場合
3. 貸与又は購入を選択できる品目で貸与と購入を併用する場合

　・購入又は貸与する前に下記書類を市介護保険課へ提出してください。提出書類を審査した後に複数貸与・購入の可否をお知らせします。

　　　□福祉用具同一品目複数（貸与・購入）届出書・・・様式を変更しています。

□居宅サービス計画書（第１表～第４表）の写し

　　　□福祉用具のカタログの写し（現在利用中及び今後利用希望の福祉用具でTAISコードが確認できるページ）

・貸与と購入を併用する場合は、併用が必要な明確な理由を下記届出書やケアプラン等に記載してください。

４　提出する時期

　・新たに居宅サービス計画に位置付けるとき（貸与・購入）

　・介護認定の更新及び区分変更により介護度が変更となったとき（貸与及び貸与・購入併用）

５　その他

・当市では、公益財団法人テクノエイド協会の介護保険福祉用具情報に「貸与」または「購入」のマークが掲載されている商品を対象としていますので、十分に確認してください。

【問合わせ先】可児市役所介護保険課介護保険係

　電話0574-62-1111　（内）3223・3224・3225